

衆議院財務金融委員会ニュース

【第 213 回国会】令和 6 年 2 月 20 日（火）、第 3 回の委員会が開かれました。

1 所得税法等の一部を改正する法律案（内閣提出第 1 号）

- ・鈴木財務大臣兼金融担当大臣、辻外務副大臣、赤澤財務副大臣、岩田経済産業副大臣、船橋総務大臣政務官、古谷公正取引委員会委員長及び政府参考人並びに参考人に対し質疑を行いました。

（参考人）日本銀行理事 清水誠一君

（質疑者）原口一博君（立憲）、沢田良君（維教）、伊東信久君（維教）、田村貴昭君（共産）

（質疑者及び主な質疑事項）

原口一博君（立憲）

（1） 国債の償還に係る費用の計算過程

ア 令和 6 年度予算における積算金利を 1.1%から 1.9%に上げた理由

イ 先行きの金融環境において高金利が継続する又は金利が急上昇するような局面にあるのかについての日銀の認識

ウ コストプッシュ型インフレがデフレ要因であるという考えについての日銀の見解

（2） 所得税等の定額減税

ア 減税による減収額の見積り

イ 一回限りの措置か否かの確認

ウ 減税による恩恵が国民に届く時期

エ 減税の財源

（3） 政治資金問題

ア 世論調査では裏金問題について国税当局が調査すべきとの回答が 93%あることに対する国税庁の認識

イ 政治が税に口を出しているような、いわゆる「マル政」案件の有無

ウ 上記アのような世論調査の結果に対する大臣の認識

エ 国税当局における公権力の中立性や公正性を担保する仕組みの有無

（4） 消費税

ア 消費税は直接税か、間接税かについての大臣の認識

イ 間接税であるから価格転嫁が重要であり、価格転嫁しているから間接税であるという整理で正しいか否かの確認

ウ 公正取引委員会における消費税のインボイス制度の実施に関連した注意事項

エ 政府が消費税の価格転嫁は可能と主張する根拠

オ 赤字企業が 6 割あり、その企業が赤字の中から消費税を払っていることは、適正な価格転嫁ができていないとの意見に対する政府の認識

カ 税の応能原則についての政府の認識

（5） 特別会計

ア 外国為替資金特別会計の総額

イ 神田財務官が為替介入に使用可能な資金は無限にあると発言したことの真偽

ウ 外国為替資金特別会計の総額約 170 兆円を全て為替介入に使用することの可否

（6） UNRWA（国連パレスチナ難民救済事業機関）への予算の拠出を一時停止した理由

（7） 半導体産業の情勢

ア 日本が最先端であった半導体産業が諸外国との競争に負けた理由

イ 経済安全保障の観点から外国企業に巨額の補助金を拠出する理由

- ウ 半導体産業を推進するに当たっての海外企業との契約の有無
- (8) 大臣及び副大臣は旧統一教会から支援を受けたことがないことの確認

沢田良君（維教）

- (1) 租税特別措置
- ア 新NISA制度
- a 貯蓄から投資への取組に係る数値目標及び現在の利用状況
- b 家計の金融資産の約半分が現預金である現状は国民に広がる政治不信や将来不安によるものであり、投資を促進する環境整備の他にもすべきことがあるとの意見に対する大臣の所見
- イ 租税特別措置の点検、評価及び見直しの状況
- ウ 現行の適用実態調査や総務省による政策評価の点検等は、適正な見直しのために十分なものであるかについての認識及びこれらの活用実態
- (2) 適正な課税や納税者サービスの観点から、資産や所得の捕捉に係るDXの進展状況に対する大臣の認識

伊東信久君（維教）

- (1) 政治団体への課税等
- ア 任意団体に対する法人税の課税の有無及び基準
- イ 令和4年6月12日に開催された「衆議院議員岸田文雄先生内閣総理大臣就任を祝う会」を主催した団体について、法人税の課税の有無及び当該開催日を含んだ会計における納税の有無
- ウ 政治活動に係る収支が政治団体と政治家個人のいずれに帰属するのかを明確に区分する又は明らかにするような税法上及び政治資金規正法上の制度変更を進めるべきとの指摘に対する大臣及び総務省の見解
- エ 政治団体の代表者が死亡し親族がその地位を引き継ぐ場合、政治団体の保有財産には相続税が課税されないことについての大臣の見解、及びそのような地位の承継に対する総務省の見解
- (2) 令和6年度税制改正における研究開発税制の見直しのポイント
- (3) 賃上げ促進税制
- ア 持続的な賃上げには生産性向上が重要であるとの観点から、中小企業の実産性向上のための施策に期待される効果
- イ 現行の基本要件である賃上げ率3%をさらに引き上げるべきとの指摘及び上記アの実産性向上の取組の効果に対する大臣の所見
- ウ 経済産業省が集計している企業の実産性向上に関するデータ及び具体的な数値
- (4) 扶養控除の金額縮小は、児童手当の拡充を踏まえても、国民の受け止めとして少子化対策全体の効果を減ずることとなるとの指摘に対する大臣の所見
- (5) 所得税のN分N乗方式導入を少子化対策として検討すべきとの意見に対する大臣の所見
- (6) 行政のデジタル化とマイナンバー制度を活用し、税と社会保険料を一体で徴収する「デジタル歳入庁」の設置検討に対する大臣の所見

田村貴昭君（共産）

所得税等の定額減税

- ア 結果的に可処分所得が増えず定額減税の目的が達せられない場合には、再度減税を行うのかかの確認
- イ 定額減税の額が一人当たり4万円である理由、及び賃上げが物価上昇に及ばない低所得者層に対

- してより手厚い支援をすべきとの意見に対する大臣の見解
- ウ 世帯単位で行われる低所得者向け給付と個人単位で行われる定額減税・調整給付は、重複して受けられるケースがあることの確認及びその対象者数
 - エ 夫婦子2人（小学生）の世帯で、令和5年度分の低所得者向け給付の対象である場合、令和6年分の夫の給与収入が200万円に増えたときは、定額減税の対象となることの確認、及び同様の世帯構成で定額減税の対象となる給与収入金額
 - オ 上記エの世帯構成で、令和5年度分及び令和6年度分の低所得者向け給付の対象でない場合、令和6年分の夫の給与収入が120万円に減少したとき及び給与収入がゼロとなったときに定額減税の対象となるのか否かの確認
 - カ 給付金と定額減税の実施時期等が異なるため、いずれの措置も受けられるケースといずれの措置も受けられないケースが発生する事実について、内閣総理大臣が減税方針を打ち出した令和5年10月の時点で大臣が認識していたか否かの確認
 - キ 個人住民税の定額減税について、令和6年度分と令和7年度分それぞれの前年の合計所得金額等によっては、同一生計配偶者に係る定額減税について2年間とも適用を受けられる場合がある旨の総務省の回答についての大臣の認識
 - ク 給付金と定額減税のいずれの措置も受けられないケースがあることから、制度を見直す必要性
 - ケ 検討が不十分であるために不公平が生じるなど問題を含む制度であり、今後想定される企業の経理や地方自治体の事務における混乱、国民の不満への対応についての大臣の見解
 - コ 妻と子が夫のDVから避難しているケースについて、この世帯が令和5年度に住民税非課税又は住民税均等割のみ課税の場合及び住民税所得割が課税されていた場合のそれぞれにおいて、妻が低所得者向け給付及び子供加算を受け取れるか否かの確認